

「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」が改訂されています

7月6日付で新たな「11の知識」がまとめられています。数値が更新され、変異についての記述も変わっていますが、ワクチン接種については、突如の供給不足で混乱している現場の実態とはかけ離れた記載となっています。

「営業時間短縮要請対応臨時給付金」の、2019年5月以降開業事業所への「創業特例」について

7月2日付の当協会「FAXニュースNo. 56」でお知らせした、本年5、6月が減収となった事業所への「営業時間短縮要請対応臨時給付金」の情報です。「前年又は前々年の同月比で30%以上減収となった事業所」が対象ですが、下記のように、新たに開業した年月によって、減収の比較対象の金額についての特例が設けられています。昨年7月以降に新たに開業した事業所も対象となる可能性もあります。県のホームページの同給付金の申請等のページの「よくあるお問い合わせ(Q&A)」等でご確認下さい。

創業特例について (高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金)

県のホームページご確認ください

(令和3年5月分の例)

創業特例【2019年創業】		
■ 令和元年5月2日以降に創業された場合、下記の2019年創業特例により取り扱うものとします。		
※ただし、平成30年6月1日から令和元年5月1日までに創業された方で、平成30年6月から令和元年5月までの期間の売上高が0の場合は、2019年創業特例(区分A)を用いることができます。		
区分	創業日	令和元年5月売上高とみなす金額の算定方法
A	令和元年5月2日から令和2年3月1日までに創業した者	「令和元年5月の売上高」か「令和元年5月から令和2年4月までのうち、任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれかを、「令和元年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。
B	令和2年3月2日から4月末までに創業した者	「令和2年3月及び4月までの売上の平均月額」か「令和2年4月の売上高」のいずれかを、「令和元年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。

創業特例【2020年創業】		
■ 令和2年5月2日以降に創業された場合、下記の2020年創業特例により取り扱うものとします。		
※ただし、令和元年6月1日から令和2年5月1日までに創業された方で、令和元年6月から令和2年5月までの期間の売上高が0の場合は、2020年創業特例(区分C)を用いることができます。		
区分	創業日	令和2年5月売上高とみなす金額の算定方法
C	令和2年5月2日から令和3年3月1日までに創業した者	「令和2年5月の売上高」か「令和2年5月から令和3年4月までのうち、任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれかを、「令和2年5月の売上高」とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。
D	令和3年3月2日から4月末までに創業した者	「令和3年3月及び4月までの売上の平均月額」か「令和3年4月の売上高」のいずれかを令和2年5月の売上高とみなす。 ※計算の結果については、1円未満の額は切り捨てる。

※令和3年6月分も上記の取扱いに準じるものとします。

熊本協会セミナーのご案内

下記の2つのセミナーについて、協会ホームページでご案内しています。

「COVID-19 ワクチン接種後の血小板減少症を伴う血栓症」 7月15日(木) 19:30~21:00

講師：杏林大学医学部脳卒中医学教室講師 河野 浩之 氏

「新薬登場で変わる片頭痛の診療戦略」 7月21日(水) 19:00~20:30

講師：熊本県保険医協会副会長/熊本市民病院首席診療部長 橋本 洋一郎 氏